

令和5年度 佐野市行政経営方針

令和4年10月

佐野市

目 次

1. 行政経営方針策定の目的.....	1
2. 行政経営の基本方針.....	1
(1) 効率的な行政経営.....	2
(2) 持続可能な財政運営.....	2
(3) 職員の能力向上.....	2
(4) 市民との協働.....	2
3. 令和5年度を取組.....	3
(1) 事務事業の重点化と抜本的な見直しの推進.....	3
(2) 総合計画を推進する組織編成.....	3
(3) 受益者負担の適正化.....	3
(4) 市有施設の適正配置の推進.....	3
(5) 民間活力の導入.....	3
(6) 決算状況を反映した予算編成.....	3
(7) 新たな財源確保の推進.....	3
(8) 職員の育成と人事管理.....	4
(9) 協働による自治の推進.....	4
(10) まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な推進.....	4
4. 重点施策の選定と各施策の取組方針.....	5
(1) 重点施策.....	5
(2) 各施策の取組方針.....	6

令和5年度 佐野市行政経営方針

1. 行政経営方針策定の目的

本市は、第2次総合計画の将来像「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」の実現、さらには、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進による地域活性化や人口減少社会の克服に向け、これまでの取組と成果を引き継ぎつつ、「人とのつながり」を重視するとともに、「デジタルの力」の活用を図り、さらに発展させていくことが求められている。

近年、地球温暖化による気候変動の影響により、大型化した台風や集中豪雨、猛暑・酷暑等の異常気象による自然災害が全国各地で頻繁に発生しており、本市においても、令和元年東日本台風では、かつて経験したことのない甚大な被害がもたらされるなど、災害を教訓とした市民の安全・安心を守る施策を優先的に取り組むことが喫緊の課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染症への対応は、依然として予断を許さない状況にある中で、ウクライナ情勢や急激な円安の進行などによる原油価格や物価高騰等により、市民生活や経済活動の先行きは不透明感を増している。

一方で、本市の財政状況は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においては健全段階を維持しているものの、人口減少・少子高齢化への対応、市有施設の老朽化対策などの構造的な課題により、今後、非常に厳しい財政運営になることが想定される。

こういった状況下だからこそ、第2次総合計画中期基本計画の施策横断的取組として掲げる「コンパクトシティの推進」、「SDGsの推進」、「スマートシティの推進」に向け、デジタル技術の活用による地域課題の解決、防災・減災対策、国土強靱化への取組、地域アプローチによる少子化対策の取組、脱炭素社会の実現に向けた対応、民間活力の導入による行政のスリム化、集約型のまちづくりの推進等の施策を展開し、将来にわたり持続可能で強靱なまちづくりを行うとともに、市民生活の質の向上を目指していく必要がある。

そこで、直面する様々な課題を解決すべく、第2次総合計画中期基本計画を着実に実行するとともに、地方創生の取組である第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を重点的に推進するため、行政経営の基本方針を次のとおり示すものである。

2. 行政経営の基本方針

第2次総合計画中期基本計画のまちづくりの基本理念である「進化する佐野市」、「選ばれる佐野市」の実現や各施策の目標を達成するため、事務事業の執行にあたっては、行政評価制度を活用し、計画と予算・決算、組織編成、人事管理・人材育成との連動を図るとともに、市民との協働による自治を進め、デジタル技術を活用した市民生活の質の向上や地方創生による地域の活性化を目指し、将来にわたり持続可能な行政経営を推進する。

また、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響による市民生活や地域経済の下支え、防災・減災対策、さらには頻発している自然災害等への迅速かつ柔軟な対応を実行するため、財源の配分について検証し、事務事業の抜本的な見直しや歳入の確保を図る。

(1) 効率的な行政経営

第5次行政改革大綱及び業務改善計画を推進することにより、限られた行政資源の有効活用による質の高い行政サービスの提供の実現に向け、人と財源の再配分を実現する等社会情勢に見合った適正な行政改革を進めるとともに、受益者負担の適正化を図り、市民の費用負担の公平性を確保する。また、市有施設適正配置計画に基づき施設の将来更新費用の縮減を図る。

あわせて行政評価システムの適切な運用による事務事業の検証や見直しに加え、デジタル技術の活用により、事務の効率性と付加価値の向上を図る。

また、導入から15年以上が経過した行政評価システム全体について、その活用も含め検証を行う。

(2) 持続可能な財政運営

歳入について、市税はコロナ禍前の水準程度まで回復傾向にあり、国においては、令和4年度地方財政計画と同水準の一般財源総額を確保するとしていることから、臨時財政対策債の減が見込まれるものの、一般財源総額としては、当初予算比で前年度以上の確保ができる見込みである。一方、歳出については、社会保障関連経費が毎年度増加しており、経常収支比率は令和3年度決算においては改善したものの、近年は悪化傾向で推移している状況であり、総じて財政の硬直化が進んでいる。そのような中において、老朽化が進んでいる市有施設への対応、防災・減災対策、国土強靱化やデジタル化への取組などを進めていく必要がある。また、未だ収束が見えない新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響など国内外の社会経済の動向に留意する必要がある。

以上のことから、時代に即した事務事業の実施や様々な課題解決へ向けた取組を行う必要性が高まっており、財源の効果的・効率的な活用を図るため、行政評価システムを活用した施策別枠配分方式予算編成の検証や新たな歳入の確保などにより持続可能な財政運営を推進する。

(3) 職員の能力向上

地方分権、地方創生の時代に即した能力・姿勢の向上に向け、職員人材育成基本方針に基づく職員の能力開発や意識改革を図り、時代や環境の変化に適切、迅速かつ柔軟に対応できる職員を育成するとともに、職員の能力を最大限に発揮させるための適正な人事管理を行い、さらには働き方改革の推進による職場環境の充実に努める。

(4) 市民との協働

協働への理解と市民活動への参画を促進するとともに、市民、町会、市民活動団体、事業者、行政がそれぞれの強みを生かした適正な役割分担と連携により、地域活動の充実へ向けた取組と地域課題の解決に柔軟に対応できるよう、協働による自治を推進する。

3. 令和5年度の取組

行政経営の基本方針に基づき、令和5年度は以下の取組を行う。

(1) 事務事業の重点化と抜本的な見直しの推進

行政評価を活用した施策・基本事業評価結果や事務事業優先度評価結果等に基づき、施策の目的・目標を達成するために必要な事務事業を選定する。

第5次行政改革大綱及び業務改善計画に基づき、事務事業の抜本的な見直しや廃止等を積極的に実施し、事務事業の選択と集中を推進するとともに、行政評価システム全体の効果検証を行う。

(2) 総合計画を推進する組織編成

社会経済情勢の変化に対応し、総合計画に掲げる施策を機動的に推進するとともに、新たな行政課題、多様な市民ニーズに柔軟に対応するため、効率的・効果的に行政サービスが提供できる組織体制の整備を行う。

(3) 受益者負担の適正化

受益者負担の適正化に関する指針に基づき、抜本的な見直しを行う。

(4) 市有施設の適正配置の推進

市有施設適正配置計画に基づき、各施設の見直しの方向性に沿った具体的な取組を推進する。

(5) 民間活力の導入

業務改善計画及びPPP/PFI手法導入優先的検討方針に基づき、効率的・効果的な施設整備や行政サービスの提供につながるものについて、民間委託等の導入を積極的に推進する。

(6) 決算状況を反映した予算編成

決算状況、財政分析指標及び行政評価システムにおける施策・事務事業評価を踏まえた予算編成を効果的に行うため、施策別枠配分方式の検証などにより、さらなる予算の選択と集中を図り、歳入に見合った歳出予算構造への転換を図る。

(7) 新たな財源確保の推進

ふるさと納税の利用者及び寄附額が全国的に増えていることから、返礼品の拡充と寄附者の利便性向上に努めることに加え、クラウドファンディングの活用により、寄附者及び寄附額の増加を図る。

市有施設の命名権（ネーミングライツ）等による取組については、引き続き推進を図る。

(8) 職員の育成と人事管理

職員人材育成基本方針に基づき、時代や環境の変化に適切、迅速かつ柔軟に対応できる職員を育成するため、各種研修を実施する。

人事配置については、自己申告制度の活用を図るとともに、女性職員の活躍を推進するため職域拡大や能力開発等に取り組み、女性管理職人材の層の拡充を図る。また、人事評価を職員の任用の基礎資料として活用し、適正な人事管理を進める。職員数は、第2次定員適正化計画に基づき削減を図る。

業務継続を優先した感染症対策の経験を踏まえ、多様な働き方を見据えた柔軟な勤務体制の実現に向けた取組を推進する。また、メンタルヘルス対策や長時間労働の是正、休暇取得の推進などの働き方改革を推進するとともに安全衛生体制の充実を図り、働きやすい職場づくりに努める。

(9) 協働による自治の推進

ボランティア活動、市民活動への参画と協働への理解促進を図り、活動の新たな担い手の発掘、人材育成を行う。

新規及び既活動中の市民活動団体への支援と連携により、協働可能な事業の推進を図る。

地域担当職員制度の活用をはじめ、町会等に対し支援と連携を行い、協働により地域課題の解決に取り組む。

(10) まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な推進

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に定めた数値目標及び各K P I（重要業績評価指標）の達成に向け、効果的に事業推進を図るとともに、国の地方創生関連交付金を最大限活用し、本市の地方創生の深化を図る。

4. 重点施策^{※1}の選定と各施策の取組方針

第2次総合計画中期基本計画政策体系に定める40施策において、政策会議における施策優先度評価^{※2}により、成果向上及び人口減少の克服と地域活力の向上を図るために重点的に取り組む必要があるものと判断された次の10施策を令和5年度の重点施策として選定した。

また、施策ごとに取組方針を示し、これに基づいた事務事業の運営を行うこととする。

※1 総合計画及び地方創生を推進するために取組を強化すべき施策のこと

※2 各施策と市長公約、地方創生、コンパクトシティ及びスマートシティ等との関連性を検証するもの

(1) 重点施策

- ① 活力ある商業・鉱工業の振興
- ② 企業誘致の促進
- ③ 中心市街地及び地域市街地の活性化
- ④ 都市型農業の推進
- ⑤ 中山間地域の活性化
- ⑥ 地域医療体制の充実
- ⑦ 消防・防災体制の充実・強化
- ⑧ 都市機能を高める幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進
- ⑨ 良好な生活環境と豊かな自然環境の保全
- ⑩ 再生可能エネルギーの活用と省エネルギー対策の推進

(2) 各施策の取組方針

政策会議で協議、決定した各施策の取組方針は、以下のとおりである。

施策名	取組方針
活力ある商業・ 鉱工業の振興 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍や物価高により経営が圧迫され、事業者の廃業・休業等、中小企業では深刻な影響が広がっていることから、各種補助制度を活用し適切な事業者への支援対策を実施する。 ・創業・就業の推進に向け、リカレント教育の支援として若者、女性、高齢者向けのセミナー等を開催するとともに、企業が望む現役世代のスキルアップに向けたリカレント教育の内容把握と教育機関との意見交換を実施する。 ・事業者が利用しやすい市制度融資を継続し、事業資金の円滑な借入れを支援する。 ・創業支援等事業計画に基づき、起業・創業希望者に対し制度融資の案内や創業塾等による経営相談、サテライトオフィスやコワーキングスペース等の整備されたワークスペースの活用を促しながら、関係者間のネットワークを活用した新しい働き方の促進を図る。 ・市内小中学生へのキャリア教育の充実に向け、関係機関や市内事業所等と連携し鉱工業など地域資源を活用した地場産業の情報収集・発信を行い、本市への愛着の醸成と地元就業につなげる。また、市外から本市の学校に通う高校生や短大生に対し、本市の風土・産業・歴史等の魅力を発信することで本市への愛着と本市での就業につなげる。 ・関係機関や市内事業所等と連携を図り、求人情報の充実、U I J ターン就職のマッチング、求職者の人材育成、地域内企業の新分野進出、生産性向上などに取り組む。
企業誘致の促進 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・国道50号沿線開発(西側エリア)の事業を促進するため、地権者等の意向を踏まえつつ、整備区域、事業主体、開発手法等の決定を図り、令和7年度の市街化区域編入に向けて諸手続きを進める。 ・コミュニティ・ワーキングスペースを利用する事業者と連携し、利用企業の誘致や企業間のネットワークづくりを推進する。 ・新たな産業団地創出に向け、候補地の選定や優先着手順位など方針の策定に取り組む。
出流原P A 周辺 開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・出流原P A 周辺総合物流開発整備事業(Aゾーン)については、基本設計で示した事業スケジュールに沿って用地買収を進め、円滑な進捗を図り早期完了を目指す。 ・出流原P A 周辺における国際的な防災拠点の創出に向けた検討を行う。 ・佐野インランドポートについては社会経済情勢の変化に応じたポートセールスを進め、取扱コンテナ数の増強を図り施設の安定運営を目指すとともに、コンテナの取扱量を把握し、拡張に向けた施設のあり方を検討する。

施 策 名	取 組 方 針
中心市街地及び 地域市街地の 活性化 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトシティの推進に向け、まちなか賑わい創出のため中心市街地内の拠点施設を結んだ活性化事業を推進する。 ・中心市街地、地域市街地の空き店舗調査を実施し、空き店舗情報としてマップを作成、空き店舗バンクの構築を検討する。また、引き続き各団体等と連携し地権者の意向確認、利用希望者とのマッチングを進める。 ・市道佐野57号線の整備にあたっては、早期完了に向け駅南公園西土地地区画整理事業の建物等の移転・補償、工事を進める。 ・地域おこし協力隊員や大学との連携のもと、地域市街地において、活性化に向けての現地調査、イベントを実施する。 ・株式会社足利銀行佐野支店跡地は、さのまちづくり株式会社等の民間活力を活用し整備方針を決定する。
都市型農業の推進 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県の補助事業を活用し、高収益、高付加価値、高効率農業への転換を推進する。コロナ禍やウクライナ危機を注視し、国、県が進める米政策、経営所得安定対策等を推進する。 ・関係機関と広く連携し、個人、法人等の形を問わず、将来の担い手となる就農者を見出していく。国・県の補助事業を活用し、新規就農者や認定農業者の生産基盤を強化し、農業経営を支援する。 ・地産地消、食育なども含め、新たな地域ビジネスとして6次産業につなげられるよう先進事例を研究・検討し「(仮)佐野市6次産業化促進計画」を策定する。 ・関係機関と連携し、担い手への農地の集積・集約を図るとともに、耕作放棄地の解消につなげることを目的に、農地中間管理事業（機構集積協力金の活用も含む）を地区単位で説明し、実施する。 ・市土地改良区や各水利組合等と調整し、再圃場整備、用排水路等の農業用水利施設の整備について、年次計画に基づき実施するとともに、今後の整備計画を検討する。 ・多面的機能支払交付金推進協議会において、参加組織の事務負担の軽減支援、研修、組織間交流事業等を実施し、実施地域の協働の力を高め、農地・農村の多面的機能の発揮につなげていく。
中山間地域の 活性化 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な森林整備を推進するため、森林経営管理制度による所有者の意向調査などを実施するとともに、伐採届により皆伐された森林については、植林など適切な指導を行う。 ・中山間地域のむらづくり団体等に対し、国・県・市の各種支援制度の活用を促すなど、コミュニティの維持と活性化を図る。 ・中山間地域おこし協力隊員やむらづくり団体等の活動、及び小さな拠点づくりとの連携を通じ、関係人口の増加と新たな担い手の掘り起こしを図る。 ・電気柵や侵入防止柵の設置支援や有害鳥獣の捕獲を継続するとともに、近年、増加傾向にあるニホンザルによる被害防止のため大型捕獲檻を活用した対策のほか、栃木県との連携による効果的な被害対策の取組を進める。 ・野生生物との共生を目的とした取組やヤマビルの被害を防止するための取組についてどうあるべきか調査研究を行い、獣害の抑制を図る。 ・近年、増加傾向にあるゲリラ豪雨による土砂崩れ等に対応できるよう、改良工事など林道の適切な維持管理に努める。

施策名	取組方針
ひとを集める 観光戦略の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・候補DMOが行うマーケティングによる観光戦略の策定、一元的かつ効率的な情報発信やプロモーションの支援を行うとともに、佐野市観光地域づくり協議会での多様な関係者との合意形成を促すことで、地域DMOの正式登録を目指す。 ・栃木県や近隣市町、観光協会等と連携した観光PRを行う。 ・特産品や名産品、特に天明鋳物を活用した動画について、デジタル技術を活用して作成し、SNS等を用いた情報発信により、国内外に本市の魅力をPRする。 ・飲食業、宿泊施設等における外国語対応の推進やクリケットを活用することで、インバウンド誘客を進める。 ・フィルムコミッションのホームページにロケ地マップなどを掲載するなど内容の充実を図るとともに、SNS等を活用した情報発信を行い、ロケの誘致及び観光誘客を図る。 ・候補DMOと連携し、交通の利便性の高さをPRすることで、コンベンション事業（MICE）の推進を図る。 ・観光ボランティアガイド協会と連携し、ボランティアガイドの活用促進を図り、「おもてなしの心」の醸成とボランティアガイドの育成・増員に努める。
魅力ある観光資源 の開発と整備	<ul style="list-style-type: none"> ・みどり市と連携し、林道作原沢入線を活用した観光ルートの整備を図るため、具体的な調査を実施する。 ・観光施設の整備方針に基づき、安全に安心して利用できる観光施設の環境整備について、PPP/PFI手法導入を検討しながら実施する。 ・観光協会や近隣市町と連携し、新たな観光資源及び自転車活用を含めた観光ルートの開発（観光回廊の開発）に取り組む。 ・特産品・名産品のほか、商標登録を出願している天明鋳物を観光資源として磨き上げ、観光PRに活用する。 ・様々な観光施設との連携や施設利用者からのアンケートにより利用者ニーズを把握し、魅力ある体験メニューの充実に努める。 ・効果的な場所に国際化対応観光案内看板を設置するとともに、既存観光案内看板を国際化に対応したものに改修する。
スポーツツーリズム の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・さのマラソンについて、ボランティアの拡充や企業協賛を積極的に募るなど、新たな手法を採り入れるよう大会の方向性を見直すとともに、マラソン大会組織委員会及び事務局の体制を再構築する。 ・スポーツツーリズムについて、SNS等を駆使して、魅力的な情報発信を行うとともに、受け入れ態勢の充実を図る。 ・コロナ禍が継続することを見通しながら、インバウンドによるクリケット誘客を含むスポーツツーリズムのあり方を検討する。 ・クリケットを活用したインバウンドを推進し、競技関係者と市民・市内事業者をつなげる機会を増やし、クリケットを通じた経済交流・産業振興・教育・国際交流に取り組む。 ・スポーツボランティアの魅力を発信し、スポーツボランティアが活躍する場を拡大する。大会・イベント等を実施するスポーツ団体とボランティアを結ぶ制度を構築する。 ・2022年開催のいちご一会とちぎ国体・全国障害者スポーツ大会を単なる競技会に終わらせることなく、関係者に再び訪れていただくなど、レガシーとして夢や感動・希望を承継する。

施 策 名	取 組 方 針
生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域部活動推進事業は、関係機関・団体と連携し共通認識を図りながら、地域の実情に応じた方法で事業に取り組む。 ・感染症対策を施したスポーツ施設を提供し、新しい生活様式におけるスポーツのあり方を踏まえ、幅広い市民が参加できるスポーツイベントを実施する。 ・スポーツ医科学センターの設立に向けて、関係機関との調整を図り、スポーツ医科学の見地から生活習慣病の予防、健康維持とともに増進を図る。 ・アスリートの競技力向上対策及び指導者育成事業については、見直し等を踏まえながら実施する。 ・指定管理者に対し適正な管理運営を求め、安全・安心なスポーツ環境を整備する。 ・スポーツ施設について「公園施設長寿命化計画」に基づき計画的な改修等を行う。 ・施設の再整備については、PPP/PFI事業等の先進地事例を調査研究し、再整備構想の策定を検討する。
文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・アーティストが学校を訪問し、本物の文化芸術に触れ、体験する機会を提供する「アウトリーチ事業」を実施することで、子どもの頃から文化芸術に親しむ環境づくりを進める。 ・「天明鋳物」の地域団体商標の登録化を目指すとともに、日帰りツアーや新商品開発の検討など、観光及び産業分野との連携により、天明鋳物のまちづくり事業を進めていく。 ・施設利用者が安全安心に利用できるよう、施設の改修や設備の更新を行い、適切な維持管理に努める。文化会館についてはPPP/PFI手法導入により、大規模改修事業者を選定する。 ・公益財団法人佐野市民文化振興事業団等との共催など、官民連携による各種事業を実施し、市民の文化芸術に触れる機会を充実させる。 ・「天明鋳物」「牧歌舞伎」「菜蟲譜」等、特色ある資源を活用するとともに、伝統ある工芸や芸能の後継者育成を進める事で、文化芸術活動の活性化を図る。 ・吉澤記念美術館の収蔵作品の一部について、デジタル画像を活用したデジタルコンテンツを制作し、新たな魅力を発信する。

施 策 名	取 組 方 針
歴史・文化資源の保存と継承	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国県の指導を受けながら、天命鋳物伝承保存会等と連携して文化審議会に備えた資料を整えて提出し、令和5年度中の天明鋳物生産用具の国重要有形民俗文化財指定化を目指す。 ・ 唐沢山城跡二の丸の整備内容を検討するとともに、石垣整備に必要な体制整備を図る。 ・ 唐沢山城跡ガイダンス施設の整備地、整備手法の検討を進めるとともに、既存施設を利用して、石垣整備状況等に関する情報については、デジタル技術を活用しながら発信する。 ・ 歴史・文化の理解を深めるため、公益財団法人佐野市民文化振興事業団と連携して各種企画展や講演会等を実施し、郷土博物館、葛生化石館、葛生伝承館の利用を促進する。 ・ 「(仮称)佐野市歴史文化基本構想」は、「栃木県文化財保存活用大綱」を参考に業務内容の検討を進める。 ・ 埋蔵文化財の損壊を防止するために、市域全体の遺跡地図の作成を計画的に進める。
都市ブランド戦略の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNSを活用し、本市の魅力を多くの人に発信してもらえるような企画を実施する。 ・ 社会情勢に応じたさのまるの運営・運用方法について、他自治体の現状を調査し、検討する。 ・ SNSを運用するとともに、より魅力的なコンテンツの発掘、効果的な情報発信方法を研究、実施する。 ・ さのブランドの認知度向上を図るため、さのブランド認証事業者協議会への積極的な運営支援と認証品プロモーションの企画検討を行う。 ・ 本市の話題を集約し、佐野ブランド大使等と共有を図ることで、市内外に広く情報発信する。
移住・定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「佐野らーめん予備校」の受入・運営体制の強化を図り、自走化を実現する。 ・ 「佐藤の会」の会員増を図るとともに運営体制の構築を図り、自走化を実現する。 ・ 新規事業の創出と既存事業のブラッシュアップなどにより、若年層（特に女性）の転出超過の緩和を図る。 ・ 東京圏通学・通勤者支援事業（奨励金）について、鉄道利用者への制度拡充を図る。 ・ 移住定住ポータルサイトの充実に加え、様々な媒体を積極的に活用し、移住・定住情報を効果的に発信する。 ・ 関係・交流人口の創出・拡大に取り組むとともに、関わりを深められる仕組みづくりを行う。

施 策 名	取 組 方 針
心と体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)健康長寿佐野づくり推進条例に則り、市民や企業等と協働し、健康づくりを推進し、平均寿命・健康寿命の延伸を図る。 ・特定健康診査・がん検診の受診率向上のため、未受診者より聞き取った未受診理由を分析し、受診勧奨を行う。また、より見やすい健診スタートブックの作りこみや、健診の実施日・場所などを検討し、健診受診者の利便性を上げるとともに、佐野市医師会と連携し、みなし健診者数を増やすことで、受診率の向上に努める。 ・熱中症予防として、防災無線や防災メールのほか、チラシやLINE、ツイッターを活用し、適宜注意喚起を行う。 ・歯周疾患検診の受診を健診スタートブック、広報さのなどにより呼びかけるとともに、佐野歯科医師会と連携し、来院患者へ歯周疾患検診の受診の大切さを訴えることにより受診率を上げる。 ・自殺予防のため、ゲートキーパーの養成に努めるとともに、関係機関との連携を強化することで、残された遺族や関係者へのケアを含め、相談体制の充実を図る。
地域医療体制の充実 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症による市内医療機関の負担軽減を図るため、必要に応じ支援する。 ・保健所、佐野市医師会等と連携するとともに、広報さのやSNSなどを活用し、市民に周知することで、かかりつけ医を持つ市民を増やす。 ・市民病院に民間譲渡に関する基本協定書に基づく支援を行い、市民の受診機会の確保を図る。 ・へき地診療所4箇所を含む5箇所の国保診療所の安定経営を図るために、必要な資源を確保する。 ・救急医療機関への支援を行い、救急医療体制を維持する。 ・佐野市医師会附属佐野准看護学校へ学校運営費補助金を交付し支援を行う。また、市内医療機関にオンライン診療医療機関の登録を推奨するほか、県の病診連携システムの活用を勧める。 ・夜間・深夜の透析の実施について、市内医療機関と協議を行う。
感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多種多様な媒体を活用し、感染拡大防止の取組を市民や事業者などに積極的に情報発信し周知する。 ・事業所等における感染症対策や感染者が判明したときの感染拡大防止を支援する。 ・発熱時に受診できる医療機関や、ウイルス検査が受けられる医療機関等を拡充する。 ・感染症のワクチン接種が受けやすい体制づくりを推進する。 ・未知なるウイルスが発生した際の体制整備を図る。

施 策 名	取 組 方 針
こどもの健やかな成長と子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の両機能を持つ、こども家庭センターの令和6年4月開設に向け、組織見直しを検討する。 ・地域アプローチ調査研究事業で提案のあった事項の事業化を検討し、少子化対策を推進する。 ・とちぎ結婚支援センターと連携し、出会い、結婚支援の情報を発信する。 ・市内でより多く「産後ケア事業」を利用可能にするため、市内医療機関との調整を行う。 ・乳幼児健康診査の未受診者に対し受診勧奨と実態把握を行い、受診率のさらなる向上を図る。 ・児童虐待の早期発見、早期対応のため、広報、チラシにより市民の通告義務に関する周知、啓発活動を行う。また、関係機関と連携し、虐待、貧困、若年妊娠など、特に支援を必要とする家庭に対して個々に応じた支援を行う。 ・育児不安やストレスを抱える保護者と、その家庭の児童に対する福祉向上のために、児童養護施設、県南地区里親会と連携し、子どものショートステイの推進を図る。また、関係機関と連携し里親制度の普及啓発を図り、里親登録者数の増加を目指す。 ・母子家庭等自立支援給付金給付事業を周知し、ひとり親の就労支援に活用し、一人でも多く自立につなげる。 ・ヤングケアラーコーディネーターと他機関・他職種が緊密に連携し、ヤングケアラーの早期発見に努め、適切な支援につなげることで、子どもの権利回復を図る。 ・各種手当支給やこども、妊産婦医療費助成など、子育て世帯の経済的、心理的負担の軽減を図る事業を継続して実施する。 ・子育て支援施設の情報の発信を強化することにより、利用促進を図る。 ・働きやすい職場づくり啓発懇談会において、男性の育児休業の取得など、働きやすい職場の環境づくり全般について啓発を行う。
子育てしやすい環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・赤坂保育園民営化の新園を4月に開園するほか、（仮称）おおはし保育園の建設を進める。また、現行の整備運営計画期間満了後の方針を策定する。 ・必要な保育士確保対策の展開とすこやか保育拡充のための体制を確保する。 ・公立園及び民間施設を含めた合同研修を実施する。 ・第2子以降の保育料無償化の事業を継続し、子育て世帯の負担軽減を図る。 ・こども家庭センターの令和6年4月開設に向けた、各機関の連携強化を進める。 ・受入を制限している植野小学校区に（仮称）第5植野こどもクラブを整備する。 ・安定して適正に運営している民立放課後児童クラブへの運営委託を継続する。 ・公立こどもクラブ27クラブを民間事業者へ運営委託する。 ・栃木県の放課後児童支援員認定資格研修受講により、放課後児童支援員を養成する。 ・こどもの国のホームページ、ブログ等による情報発信を強化し、また、児童館の新しいイベント企画の実施や周知方法を見直すとともに、子育て支援等関連情報の発信を強化することで、各施設の利用促進を図る。 ・小規模保育事業及び認可外保育施設への巡回指導を実施する。

施 策 名	取 組 方 針
豊かで健やかな 長寿社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、はつらつ元気体操など介護予防事業の周知や啓発を積極的に行う。 ・軽度生活支援サービスや外出支援サービスの利用者を増やし、一人暮らし高齢者等が自立した生活を送れるよう支援する。 ・(仮称)シニア地域デビュー条例の趣旨を周知するとともに、シニア世代の地域デビューを推進する取組を検討する。 ・シニアクラブなどの支援を通して、高齢者が気軽に地域デビューできる環境整備を進める。 ・在宅福祉サービスの利用状況を把握し、実態にあった制度への見直しを進める。 ・介護費用の適正化につなげるために、介護支援専門員等の資質の向上を図る意見交換会を実施する。 ・高齢者の見守りについては、新規に協力いただける事業者を探しながら、また、一人暮らしの高齢者に対しては、包括支援センターの協力を得ながら生活を支援していく。 ・栃木県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療保険料の収納率や健康診査の受診率の向上を図る。 ・介護予防教室などに職員を派遣し、保健指導を行うとともに、フレイルと呼ばれる介護予備軍の高齢者に対して、介護予防事業への参加を勧奨する。 ・高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持ち、健やかに暮らし続けることができるよう高齢者保健福祉計画と第9期介護保険事業計画を策定する。
障がい者の社会 参加と自立の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児に関する実態調査により、本人やその家族が日常生活を送るうえで抱えている課題やニーズ等を把握し、各関係機関との情報共有や連携を図りながら包括的な支援を行う。 ・自立支援協議会の専門部会において、地域課題の解決に向けた取組を行う。 ・介護者の急病など緊急時において、介護を受けている精神障がい者の一時的な受け入れが可能な支援体制を整備するため、障がい者施設との事前調整や協議を行う。 ・ひきこもり当事者やその家族を支援するため、定例相談、家族会の設置及びひきこもりサポーターを対象とする勉強会などの取組を行う。 ・必要な福祉サービスを適正に提供できるよう、相談支援専門員によるサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成を支援する。 ・商業施設内のイベントスペースを活用した啓発イベントの開催や広報さのへの特集記事の掲載等により、障がい特性や障がい者差別に対する理解啓発を推進する。 ・手話、点字、要約筆記の奉仕員養成講座の修了者に、ボランティア活動への働きかけを行う。 ・障がい児の通所サービス等を支援するため、児童発達支援センターと障がい児通所支援事業所との情報共有や困難事例の解決に向けた検討を行う。

施 策 名	取 組 方 針
地域福祉の推進と生活保障の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者制度の周知・啓発を図り、個別計画作成同意率の向上を図るとともに、関係部署や福祉専門職を交えて協議を行い、実効性のある計画となるよう取り組む。 ・生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業を実施するとともに、生活困窮者世帯の中学生の学力向上や高校進学に向け学習支援事業を実施する。 ・地域福祉を推進するため、民生委員児童委員の活動や社会福祉協議会の運営を支援する。 ・国民健康保険制度を安定して運営するため、歳入の確保及び医療費適正化事業に取り組む。 ・日本年金機構と連携し、国民年金の受給資格要件確保に向けた制度の周知・啓発を推進する。 ・生活保護制度の適正運営のため、自立に向けた就労支援を行うとともに、ジェネリック医薬品の使用や頻回重複受診者・重複服薬者への指導、早期受診・治療の啓発等を実施し、医療扶助の削減を推進する。
特色ある教育と心の教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・校務の見直し、時間外勤務の縮減を図り、教職員の働き方改革の施策の一環として、地域部活動推進事業について実施組織を整え、地域スポーツクラブ等との連携を段階的に進める。 ・キャリア・パスポートの活用や体験活動を通じた小学生段階からのキャリア教育を、体系的にかつ地域とのつながりを重視しながら推進する。 ・葛生義務教育学校の教育課程の実施状況について随時、指導・支援を行う。 ・学力向上・体力向上を図るため、各学校の「一校一改革・一挑戦」の成果をデジタル化して各学校で共有する。また、学校訪問等において教職員に対する適切な指導助言を行う。 ・小学校における英語の教科化等を受けて、研修会の充実をはじめとする支援体制を整える。また、ALT等を活用しての指導体制の充実を図る。 ・義務教育学校における実践の成果及び小中一貫教育推進ブロックの取組を全市立学校で共有し、各ブロックの状況に応じた特色ある小中一貫教育を推進する。 ・さわやか指導員の適切な配置・活用により、学力向上・体力向上・豊かな心の育成を図る。 ・特別な支援が必要な児童生徒に対する指導力向上を図るとともに、児童生徒の実態や教育的ニーズに合った合理的配慮の提供となるよう学校・保護者に啓発していく。また、巡回相談の方法を工夫・改善する。 ・「1人1台端末の効果的な活用に向けた指針」に基づき、研修内容や方法を工夫して1人1台端末の一層の活用を図る。 ・生徒、学生の職業能力向上や就職機会の拡大のため、資格試験等受験料助成事業を周知する。 ・公私教育連絡協議会を活かして合同研修や学校訪問研修等を実施し、連携を充実させる。

施 策 名	取 組 方 針
安全で安心して学べる教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）に基づく小中一貫校の整備を推進する。 ・適正規模・適正配置基本計画（後期計画）を見据えた個別施設計画の見直し・検討及び危険箇所の早急な修繕を実施する。 ・学校給食における安全管理を徹底する。 ・給食費に未納がある世帯のうち、督促に応じない世帯に対しては臨戸訪問を実施し、収納率の向上を図る。 ・通学路の安全確保、登下校時の見守り活動等のボランティアの確保、防犯対策の取組を引き続き実施する。 ・教室での空調設備の使用、消毒器具の設置により、熱中症や新型コロナウイルス感染症対策を実施する。 ・他市の奨学金貸付制度を検証し、見直しなどを継続的に検討する。 ・GIGAスクール構想実現に向けた、学習系システムの計画的な更新・維持管理を図る。 ・葛生義務教育学校通学用バス運行連絡協議会を設置し、運行上の諸課題の検討、生活路線バスを活用した方式の啓発を行う。
生活を豊かにする生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学習環境の向上を図るために通信環境を整備する。 ・幅広い世代が学習できるよう、多様な学習メニューを用意し、広報さのや市ホームページ、佐野ケーブルテレビ等様々な媒体を利用して周知を図る。 ・学習成果を自ら企画し発表できる各種講座等を開催し、特にシニア世代が地域社会に参加する機会を支援する。 ・オンラインによる遠隔地の講師等の活用やデジタルを活用した講座など新たな学習への対応を図る。 ・青少年を対象とする体験的な学習を実施するとともに、青少年健全育成のための学習活動を実施している青年団体への支援を行う。 ・図書館・公民館等を計画的に改修・修繕を行い、快適な学習の場の提供を行う。
教育を支える地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール設置に向け教職員及び地域ボランティア研修の開催と地域への広報活動を行う。 ・地域コーディネーターのいない学校への配置を促進するとともに地域コーディネーターとしての資質向上を目指した研修を開催する。 ・スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの連携強化、及び資質向上のための研修を実施する。 ・校長会議や学校訪問等で、学校・家庭・地域が連携した取組の推進を図るとともに、「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめの未然防止や解決に向けた関係機関との連携について協議を行い、認知したいじめの100%解消に努める。 ・家庭教育推進講座・家庭教育出前講座の内容や開催場所を多様化し保護者等の参加機会を増やす。また、地域の教育力を生かす放課後子ども教室の活動を通して、子どもの学習や体験活動の一層の充実を図る。

施 策 名	取 組 方 針
消防・防災体制の 充実・強化 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルハザードマップのほか有益な防災情報について、市ホームページや全戸配布チラシでの周知に加え、SNSによる情報発信や防災関係機関と連携した啓発活動を実施し、市民の防災意識の高揚と防災知識の向上を図る。 ・自主防災会の未組織町会に対し、新規組織化に向けた働きかけを行うとともに、防災士の資格取得やスキルアップに必要な支援を継続する。 ・民間事業所等に対し、災害協定締結に向けた働きかけを行い、災害時の応急復旧や物資供給等に係る支援体制を強化する。 ・コロナ禍での避難所開設に備え、感染症対策用資機材の適正管理と使用方法の確認を行う。 ・感染症対策と災害対応を両立しながら、実践的かつ効果的な防災訓練を実施し、防災関係機関等との連携強化や市民の防災意識の高揚を図る。 ・防災アセスメント調査の結果をもとに、地域防災計画等を現状に即した内容に順次改定し、今後の災害対応に活かしていく。 ・避難行動要支援者の個別避難計画をもとに、福祉避難所施設を提供する災害協定締結団体との連携体制を構築する。 ・災害時の復旧・復興業務等の実施について、技術センター部との連携を強化し、災害協定を締結した民間事業所等との協力体制を構築する。 ・緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、普通河川の改良を実施する。また、農地・農業水利施設を活用した流域治水対策としての有効性について検討する。 ・特定空家に該当する物件の認定とその所有者等の特定を進めながら、特定空家等の解消を図る。 ・消防団活性化推進基本計画に基づき、消防団員の加入を促進する。また、消防職員を救急救命士養成研修所へ派遣し、救命士の増員を図る。 ・震災時においても消防に必要な水利を確保するため、耐震性防火水槽を設置し、消火栓を新設する。
交通安全・防犯・ 消費者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路などの危険箇所点検に基づく歩道整備やカーブミラーの設置・更新、街路灯のLED化など、交通安全施設の充実を図る。 ・防犯意識のさらなる高揚に向け、「ながら見守り協力隊」や自主防犯組織の活動支援を通して見守り活動の普及促進に努める。 ・交通事故防止に向け、佐野警察署や関係団体などと引き続き連携した活動を展開する。 ・シミュレーター機能を活用した交通安全教室や講習などを子どもから高齢者までの各ライフステージに応じて実施し、交通安全啓発を推進する。 ・今後の防犯灯のあり方について検討を進めるとともに、郊外等への防犯カメラ設置など計画的に取り組み、防犯設備の充実を図る。 ・消費者団体との連携やPR活動、出前講座などを充実させ、正しい消費生活の啓発を図りながら消費者トラブルの防止に努める。

施 策 名	取 組 方 針
<p>快適で質の高い住環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の浸水被害の軽減に向けて、計画的な雨水排水路の整備を実施する。 ・住宅・建築物の耐震化を促進するため、広報さのや市ホームページ等による周知に加え、戸別訪問により積極的な普及啓発を行う。 ・住まいづくりに必要な最新の情報を市ホームページ等をとおして発信するとともに、市産材（木材・漆喰等）を用いて住宅を新築しようとする方に対し、その費用の一部を支援する。 ・長寿命化計画に基づく市営住宅の改修を実施するとともに、老朽化した市営住宅の統廃合・再編に向け、対象入居者への説明会及び移転交渉を進める。 ・空き家の所有者に対し空き家バンク制度の周知を積極的に図り、新たな物件の発掘を行いながら空き家の有効活用を図る。 ・生活道路の整備や維持管理を行うとともに、長寿命化修繕計画に基づき橋梁等の補修工事を行う。 ・(仮称) 高萩中央公園の整備を完了し、供用開始する。 ・公園施設のさらなる長寿命化を推進するため、公園施設長寿命化計画を更新する。また、都市公園安全安心支援事業を計画的に実施し、トイレのバリアフリー化と水洗化を実施する。 ・公園照明をLED灯へ更新して省エネルギー化を図る。
<p>安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水（常盤地区）を公共下水道への統合を図るための工事を推進し、令和5年度末の接続を目指す。 ・水道水の安定供給のため、老朽化が進む浄水場及び水道施設遠方監視装置の更新等を計画的に実施する。 ・水道の安全性を確保するために紫外線照射装置等は必要であるので、コスト縮減を図りながら、野上中浄水場の装置設置を進める。 ・老朽管更新は、優先地区以外の導水・送水・配水管についても考慮しながら計画を立てていく。 ・上下水道事業ともに引き続き収入の確保と経費節減を図り、効率的な事業運営に努める。 ・新たな生活排水処理構想等の整備目標に従い、生活排水処理施設の整備を推進する。 ・ストックマネジメント計画に基づく、下水道施設の更新工事等を推進する。 ・単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進するため、単独処理浄化槽又はくみ取便槽からの転換には撤去費用及び宅内配管工事費の補助を継続する。 ・浄化槽の保守点検や11条法定検査の実施について、広報さのや市ホームページ等で広くPRするとともに、未受検者に対し個別通知により指導を行う。

施 策 名	取 組 方 針
都市機能を高める 幹線道路の整備と 計画的な地域づく りの推進 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・市道1級1号線(都市計画道路3・4・201号高砂植下線)について、第2工区の工事を完成させる。また、市道の新規整備路線について、道路網整備計画を踏まえ計画的に路線の選定を行う。 ・県道整備について、継続して知事要望等を行うとともに、整備促進のため、県の要請に対し積極的に支援・協力を行う。 ・コンパクトなまちづくりの実現に向け、立地適正化計画に基づき効果的な誘導施策を実施するため、関係各課と協議を行う。 ・小さな拠点の形成に向け、地域におけるワークショップを継続して開催し、課題解決に向けた具体的な取組の検討を進める。 ・佐野市地籍調査事業基本計画に基づき地籍調査を計画的に進める。 ・都市計画区域外における開発行為の動向を注視し、区域見直しの検討を行う。
公共交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・生活路線バスを活用した福祉輸送・通学輸送の検討を進める。 ・コンパクトシティ構想や立地適正化計画を推進するため、鉄道、バス、タクシー等の既存の公共交通のさらなる連携を図る。 ・生活路線バスの利便性向上及び効率的な運行を図るため、乗降データや利用者からの意見等を基に、運行ダイヤ・運行経路等の見直しを行う。 ・公共交通空白地域の解消に向け、既存のデマンド交通の利用状況等を把握・分析し、運行区域拡大の検討を行う。 ・交通事業者と連携した観光誘客の拡大と、自転車・タクシー等を活用した2次交通の利用を促進する。 ・交通系ICカードの活用促進や、交通事業者が行うMa a S等のデジタル技術との連携について検討を行う。 ・バス利用者の利便性向上を図るため、交通結節点等におけるサイクル&バスライド等の取組を検討・実施する。
ごみの発生抑制と 資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・みかもクリーンセンター設置期間の延長について、地元3町会と協定を締結し、基幹改良工事に向けた準備を開始する。 ・ごみ減量化・資源化の促進のため、町会でのごみ分別説明会の開催やごみステーションでの排出指導を実施することで、市民意識の啓発を行う。また、多量排出事業者に対し、ごみ減量化計画書の作成を促す。 ・食品ロス削減に関する計画の令和6年度中の策定に向け、小売店や飲食店からの排出状況を調査するとともに、市民、事業者等に啓発を行う。 ・家庭ごみ有料化に向け、清掃事業審議会を立ち上げて実施手法等を検討する。 ・環境衛生委員協議会不法投棄対策部会と連携し、より効果的な不法投棄防止策を検討し実施する。 ・家電製品の解体を行っている違法事業者に対し、関係機関等と協力して指導を行う。 ・廃プラリサイクルについて、他自治体の動向を注視するとともに、リサイクル事業者の情報収集に努め、早期のリサイクル実施に向け検討する。

施 策 名	取 組 方 針
<p>良好な生活環境と豊かな自然環境の保全 (重点施策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き地の適正な管理、犬猫の適正飼養、野焼きの禁止等について、一層の啓発・取組を推進するとともに、苦情の原因者に対しての指導を強化する。また、県、近隣市町と連携し、特定外来生物による被害を最小限に抑える。 ・ 公害を未然に防止するため、河川水、地下水、自動車騒音等の定期的な観測・調査を行うほか、関係機関と連携した公害パトロールを実施し、事業所等への指導を行う。 ・ 地域の環境美化活動に取り組む団体を表彰するとともに、広報さのや市ホームページで紹介し、市民の環境美化活動への自主的な取組の拡大を図る。 ・ 「ごみ屋敷」及び無許可の土砂埋立の解消に向け、関係機関と協力し指導等を徹底して行う。 ・ 飲用水等給水施設整備費等の補助により、水道未普及地域への飲用水の安定確保に向けた支援を行う。 ・ 子どもが興味を持ち、夏休み等に参加しやすい自然観察会を企画・実施するほか、環境月間など機をとらえた広報・啓発を行う。 ・ 里山林の整備・維持管理について、活動団体への制度周知や新規団体の掘り起こしを行う。
<p>再生可能エネルギーの活用と省エネルギー対策の推進 (重点施策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギーへの関心を高めるため、「COOL CHOICE SANO」の普及啓発を図るほか、市民や事業者とともに実施できる新たな取組（CO2排出量の見える化）を検討する。 ・ 地域から搬出される間伐材等を活用した木質バイオマス発電をはじめ、民間活力を活用した再生可能エネルギーの導入可能性について検討するとともに国の支援策を研究する。 ・ カーボンニュートラルに向けたロードマップを作成する。 ・ 地域脱炭素化促進事業の促進区域設定に向けた協議会を立ち上げる。 ・ 再生可能エネルギーの普及促進のための新たな支援策について検討する。 ・ 「自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例」の周知を徹底するほか、施設の管理不十分な事業所へ指導し改善を図る。特に中山間地域における太陽光発電設備の設置については、周辺環境に配慮した事業の実施となるよう事業者への働きかけを強化する。 ・ 市有施設における電気使用量削減等の省エネルギーへの取組を推進するとともに、再生可能エネルギー設備導入の可否に関するポテンシャル調査を実施する。

施 策 名	取 組 方 針
市民と協働した地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センターの現状における課題の解決や事業の充実を図れるよう、募集要項・仕様書等を検討・作成し、指定管理者の選定を行う。 ・これからボランティア活動を始めたい市民や、中学・高校・短大の学生を対象に、講座等を開催して啓発を行う。 ・高齢化や人口減少、感染症対策等に対応し、ICTを活用した市民活動に関する情報提供や団体間の横のつながりによる連携等を推進する。また、市民協働推進員に対する研修や情報提供を行い、協働による事業を推進する。 ・地域活性化支援事業により市民活動団体の自主的な取組を支援することで、地域の課題解決・活性化を促進する。 ・地域担当職員制度を活用し、町会長連合地区協議会等のデジタル化など、地域の課題に応じた取組を支援する。 ・町会長連合会及び会の内部組織である地域づくり検討部会と連絡を密にして情報を共有し、連携して課題解決を図る。町会等のデジタル化に向けた検討を行う。
個々の人権を尊重する地域社会の形成と男女共同参画社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓制度を広く市民に周知し、性的マイノリティの人権啓発を行う。 ・女性のキャリアアップ講座を実施するとともに、女性人材バンクの登録者増と審議会等への活用を促進する。 ・差別や偏見をなくすため、講演会や研修会の内容を充実させ、継続的な人権教育と人権啓発活動に取り組む。 ・人権問題の新たな知識習得のため、運動団体への研修会の案内や講座等の開催について助言・指導を行う。 ・人権擁護委員や運動団体と連携して、身近で安心して人権相談ができる体制を維持する。 ・DV未然防止対策のための啓発を実施するとともに、女性相談・DV相談を充実させ、DV被害者の早期発見・早期対応し、被害者の安全確保と自立に向けた支援をしていく。 ・ワークライフバランスに配慮した職場環境整備のための事業所向けの講座等を行う。
国際交流・地域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等との連携事業について、地域課題の解決や活性化に向けた共同事業を推進する。 ・国際交流協会が実施する国際交流フェスティバルや各種講座などの事業について、市民に広く周知し、協会活動への関心を高め、各種事業への参加を促すことにより、交流事業の活性化を図る。 ・外国人が安心して生活できる環境整備を進めるため、多言語による情報発信を行うとともに、AI技術を活用した翻訳ソフトの導入について検討する。 ・交流事業に関する情報や通訳・翻訳ボランティア活動など国際感覚を高める機会の提供をすることにより、外国語での相互交流を推進する。 ・他自治体や企業等との協定を検証するとともに、新たな協定について協議を進める。

施 策 名	取 組 方 針
市政情報の共有と 広聴活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広報さのについて、掲載記事の精査と紙面の見直しを継続して行うとともに、多くの市民に読んでもらえるよう、特集記事の充実を図る。 ・誰もが利用しやすい市ホームページの運用及び対象を具体的に想定した SNS の活用に取り組み、迅速で効果的な情報発信を行う。 ・若年層の行政への参画を促進するため、W e b を活用したアンケートやパブリックコメントを実施するほか、懇談会のあり方を検討し広聴の場を設置する。
デジタル技術の 活用と普及	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象とした I C T 活用のための講習会等の実施や、市ホームページ、SNS などデジタル情報発信のさらなる充実を図る。 ・マイナンバーカードのほか、厳密な本人確認を必要としない実現が容易な申請から、順次電子申請を併用する。 ・デジタル技術等による行政事務の改善を推進するとともに、官民で不足無く連携できる情報ネットワークシステムを構築する。 ・デジタルサービスを提供するための基盤である都市 O S を活用し、佐野市スマートセーフシティ構想に沿った官民連携型の地域サービスを確立する。